

地域主権改革の進捗状況について

項目	進捗状況	主な内容	課題等
義務付け・枠付けの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●一括法(第3次)法案の国会提出 (H24. 3. 9) 一括法(第1・第2次)の成立 (第1次:H23. 5. 2 公布 第2次:H23. 8. 30 公布) ※施設・公物設置管理の基準については、 平成24年4月1日施行 (1年の経過措置あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準 ・地域包括支援センターの基準 ・農業委員会の選挙区の基準 ・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告 ・消防長及び消防署長の資格 <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>※残された条項は、地方から具体的な提案を受け、個別に検討とされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次勧告に記載された義務付け・枠付けのうち、一括法等により実施されていないものの更なる見直し
基礎自治体への権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> ●一括法(第2次)の成立 (H23. 8. 30 公布) ※平成24年4月1日施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護老人福祉施設の指定 ・指定障害福祉サービス事業者の指定 ・特定非営利活動法人設立の認証 ・区域区分に関する都市計画の決定 <p style="text-align: right;">ほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地方分権改革推進委員会による第1次勧告に記載された事務権限のうち、 ①一括法等により実施されていないものの更なる移譲の実施 ②それ以外の事務権限で指定都市に移譲すべきものの移譲の実施
国の出先機関の原則廃止	<p>出先機関の原則廃止に向けた今後の主な取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針 (H23. 12. 26 地域主権戦略会議 内閣府資料) <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの移管 <p>⇒ 知事会の協力を得て、国・地方の一体的な取組を全国的に進める。将来的な権限移譲を含めた国・地方の一体的実施の取組について、地方からの提案事業が開始</p> <p>※現在 25 都道府県、31 市区町村 (うち指定都市 8 市)</p> <p>同時に特区制度による東西 1 か所ずつ試行的な取組を実施し、移管可能性の検証を行う。 ほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度 (H24. 4. 27 地域主権戦略会議 内閣府資料) <ul style="list-style-type: none"> ・広域的实施体制の在り方 実施主体は、移譲対象出先機関管轄区を包括する特定広域連合 ・事務等の移譲の在り方 移譲対象候補は、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所(移譲事務等は、移譲対象出先機関単位で全て) 事務区分は、法定受託事務とし、国と地方の対等・協力関係を前提とした国による関与を必要に応じて設定 <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>※直轄国道等の移管及び一の都道府県内でおおむね関係する事務・権限の移譲については、大きな進展なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原則廃止に向けた工程の提示と具体的な移管に向けた着実な推進 <p>※地方の動き(当面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合及び九州知事会は、左記3出先機関について移管を目指している。 ・四国知事会は、経済産業局所管する事務の移管を目指している。 	